

東北吹奏楽コンクール実施規定

令和7年2月1日

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回東北吹奏楽コンクール」という。

(大会内容)

第2条 東北吹奏楽コンクールは、以下の上位大会への代表団体を推薦する予選大会である。

- (1) 全日本吹奏楽コンクール
- (2) 東日本学校吹奏楽大会
- (3) 全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門

(実施規定)

第3条 各大会の実施規定は別に定める。

(附則)

第4条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

第5条 この規定は、令和7年2月1日より実施する。

全日本吹奏楽コンクール予選東北大会実施規定

令和6年12月7日

令和7年2月1日

(総 則)

第1条 本大会は、各県連盟で開催される予選に於いて選出された団体と前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体に参加して、毎年8月ないし9月に実施する。

第2条 理事会は、毎年12月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 部門日程及び出演順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる県連盟は次のとおりとする。

青森県吹奏楽連盟	秋田県吹奏楽連盟
岩手県吹奏楽連盟	山形県吹奏楽連盟
宮城県吹奏楽連盟	福島県吹奏楽連盟

(実施部門・実施方法)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- ① 中学生の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

(参加規定)

第6条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

- ① 中学生の部・・・50名以内
② 高等学校の部・・・55名以内
③ 大学の部・・・55名以内
④ 職場・一般の部・・・65名以内

ただし、県予選の申込人員を超えることはできない。なお、指揮者はこの人員に含まれない。

第7条 各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生^{*1}の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 (従来どおりの参加形態。)

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

(3) 大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)－②、③に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

- 2 課題曲と自由曲は同一人が指揮すること。
3 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第9条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演 奏)

第10条 参加団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。

- 2 加盟団体が、同一部門に重複して参加することは認めない。

第11条 編成は次のとおりとする。

- ① 課題曲はスコアに指定された編成とする。
② 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
③ 自由曲での歌声については、スキヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。
④ 組曲は1曲とみなす。

第12条 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第13条 課題曲と自由曲は県大会で演奏したものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経ている大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第15条 演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第16条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第17条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名とする。
2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は、各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。
2 全団体にトロフィーを贈る。
3 3年連続して金賞を受賞した団体は、表彰する。
4 東北代表となった団体には楯を贈る。

(県代表)

第19条 本大会に各県連盟より選出する団体数は、その年度ごとに理事会で定める。
2 各県連盟は、本大会開催日の3週間前までに県大会を実施し、代表団体を東北吹連に報告する。
3 各県連盟に割り当てられた出演順の中から、県代表団体責任者による完全抽選を実施して県代表団体の出演順を決定する。
4 中学生・高等学校の各部門において、前年度地区大会参加団体数を比較して最小県と最大県の差が3倍以上となったとき、最大数となった県の代表を次年度に1つ増やすことができる。

(東北代表)

第20条 本大会から全国大会に推薦する団体数は、前年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数とする。
2 代表決定方法は別に内規を定める。

(その他)

第21条 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第22条 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第23条 東北大会実行委員には東北吹連役員と主管県の役員があたる。

第24条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

(附 則)

第25条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

2 この規定は、令和7年4月1日より施行する。

全日本吹奏楽コンクール予選東北大会審査内規

平成15年12月6日

平成21年4月25日 平成30年12月1日 令和3年4月24日 令和6年12月7日

第1条 この内規は、全日本吹奏楽コンクール予選東北大会実施規定第17条第20条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

第2条 (審査方法)

審査員は、課題曲50点満点・自由曲50点満点で審査を均等に行い、その結果を統合してA(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。

2 審査員は審査説明会で示されたA、B、Cの数を厳守し、審査を行う。ABCの数は、その年度の理事会で定める。

3 A評価の中から東北代表数+1の団体を、代表候補団体として選出し、㊤と表明する。ただし、代表候補団体数は、2項のA評価の数を超えないものとする。

第3条 (金銀銅賞の決定方法)

審査員の過半数以上がA評価の場合は金賞、過半数以上がC評価の場合は銅賞とし、それ以外を銀賞とする。

第4条 (東北代表の決定方法)

㊤が過半数以上の団体のうち、㊤が多い団体から決定する。㊤が同数だった場合は、A評価の数が多き団体から決定する。

2 1項で代表数を満たさない場合は、㊤が次に多き団体の中でA評価が多い団体から決定する。ただし、A評価の数は過半数以上なければならない。

3 2項で代表数を満たさない場合、A評価の多き団体から決定する。

4 3項までで決着がつかなかった場合、審査員の投票で決定する。

第5条 (結果の処理)

審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第6条 (賞の決定)

第3条、第4条に基づいて、理事長が賞と代表を承認・決定する。

第7条 (審査一覧表)

審査一覧表は，出演団体に渡す。

第8条（改定）

この内規は，理事会の議決により，改定することができる。

東日本学校吹奏楽大会予選東北大会実施規定

令和6年12月7日

令和7年2月1日

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は「東日本学校吹奏楽大会予選東北大会」という。

(実施)

第2条 本大会は、各県吹奏楽連盟より推薦された吹奏楽団体が参加して実施する。

(各吹奏楽連盟)

第3条 選出母体たる各吹奏楽連盟は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 青森県吹奏楽連盟 | (2) 秋田県吹奏楽連盟 | (3) 岩手県吹奏楽連盟 |
| (4) 山形県吹奏楽連盟 | (5) 宮城県吹奏楽連盟 | (6) 福島県吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 毎年9月に開催するが、実施会場・日時などの必要事項は理事会で決定する。
理事会は毎年12月末日までに次年度の実施要項を決める。

第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- (1) 小学生小編成の部
- (2) 中学生小編成の部
- (3) 高等学校小編成の部

(編成・演奏人員)

第6条 編成は、木管、金管、打楽器を主体とし、電子楽器の使用を認めない。ただし、小学生小編成部門については、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

また、各部門の演奏人員は次のとおりとする。なお、指揮者は演奏人員には含まない。

- (1) 小学生小編成の部・・・30名 以内
- (2) 中学生小編成の部・・・25名 以内
前年度中学2年生以下の部員が20名以内の団体、もしくは各県吹奏楽連盟に認められた団体（複数団体の合同バンドも同じ条件とする）。
- (3) 高等学校小編成の部・・・30名 以内
前年度高校2年生以下の部員が25名以内の団体、もしくは各県吹奏楽連盟に認められた団体（複数団体の合同バンドも同じ条件とする）。

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各吹奏楽連盟に登録され、かつ各大会の小編成部門に参加した団体で次のとおりとする。

- (1) 小学生小編成の部
構成メンバーは同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
参加形態は以下のとおりとする。
 - ① 単独校（従来どおりの参加形態）

- ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1で構成された団体。

(2) 中学生小編成の部

構成メンバーは中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 (従来どおりの参加形態。)
- ② 合同バンド
部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(3) 高等学校小編成の部

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについては出場を認める。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)(2)－②、③に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、理事会が参加の可否を決定する。
- 3 第7条の1により参加資格を有する団体であっても、その年度の全日本吹奏楽コンクール予選となる部門に出場した団体と、その年度の全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門の予選となる部門に出場した団体は、本大会に参加することはできない。

(指揮者)

第8条 指揮者の資格については制限しないが、同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。

(入賞取消)

第9条 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消す。

第4章 演奏曲および演奏時間

(演奏曲)

第10条 県予選で演奏した任意の1曲とする。(組曲は1曲とみなす)

(審査)

第11条 参加団体は、第10条による曲を演奏し審査を受ける。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間が7分を超えた場合は、審査・表彰の対象としない。

(演奏順序)

第14条 部門順序と出演順序はその年の理事会において決める。

第5章 審査および表彰

(審査員)

第15条 審査員は理事会で選出しこれを理事長が委嘱する。審査員の数は7名とする。審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 各団体に「金賞」、「銀賞」、「銅賞」を贈る。
2 全団体にトロフィーを贈る。
3 東北代表となった団体には楯を贈る。

第6章 代 表

(県代表)

第17条 本大会に各県連盟より選出する団体数は、その年度ごとに理事会で定める。
2 各県連盟は、本大会開催日の3週間前までに県大会を実施し、代表団体を東北吹連に報告する。
3 各県連盟に割り当てられた出演順の中から、県代表団体責任者による完全抽選を実施して県代表団体の出演順を決定する。
4 中学生小編成、高等学校小編成の各部門において、前年度地区大会参加団体数を比較して最小県と最大県の差が3倍以上となったとき、最大数となった県の代表を次年度に1つ増やすことができる。

(東北代表)

第18条 本大会から東日本大会に推薦する団体数は、前年度に東日本大会企画委員会から指定された数とする。
2 代表決定方法は別に内規を定める。

第7章 その他

(参加費用)

第19条 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

(共催・後援・協賛)

第20条 本大会の実施にあたり理事会が必要と認めた場合は、共催、後援および協賛団体を持つことができる。

(実行委員会・事務局)

第21条 東北大会実行委員には東北吹連役員と主管県の役員があたる。

(開催細目)

第22条 その他の開催上の細目については実行委員会が決める。

(改定)

第23条 この規定は理事会の議により改定することができる。

付則 この規定は令和7年4月1日より実施する。

東日本学校吹奏楽大会予選東北大会審査内規

令和6年12月7日

第1条 この内規は東日本学校吹奏楽大会予選東北大会実施規定第15条・第18条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条（審査方法）

審査員は演奏曲を「技術」と「表現」の2項目について、各項目10段階で評価する。

第3条（処理）

審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条（金銀銅賞・東北代表の決定方法）

審査員の評価の合計点に基づき、全団体へ「金賞」，「銀賞」，「銅賞」のいずれかを贈る。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。

- 1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体から代表とする。
- 2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第5条（賞の決定）

第4条による結果は審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。

第6条（審査一覧表）

審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。

第7条（改定）

この内規は、理事会の議決により改定することができる。

付 則 この規定は令和6年12月7日より実施する。

全日本小学生バンドフェスティバル予選東北大会実施規定

令和6年12月7日

令和7年2月1日

(総 則)

第1条 本大会は、各県連盟で開催される予選に於いて選出された団体と、前年度全日本小学生バンドフェスティバルで金賞を受賞した団体が参加し、ステージ部門とフロア部門に分け、それぞれ毎年9月ないし10月に実施する。

第2条 理事会は、毎年12月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 出演順序は理事会で決定する。

第4条 選出母体となる県連盟は次のとおりとする。

青森県吹奏楽連盟

秋田県吹奏楽連盟

岩手県吹奏楽連盟

山形県吹奏楽連盟

宮城県吹奏楽連盟

福島県吹奏楽連盟

(実施部門・実施方法)

第5条 ステージ部門およびフロア部門に分け、開催日・会場を異として実施する。ただし同時に両部門に出場することはできない。なお、ステージ部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加規定)

第6条 参加人員は次のとおりとする。

ステージ部門 ……65名以内（指揮者は含まない。）

フロア部門 ……80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

県予選の申込人員を超えることはできない。

第7条 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で
合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

- 2 その他、第7条第1項②、③に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

- 2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第9条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第10条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第11条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは全日本吹奏楽連盟が別途定めたものを適用する。

- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第12条 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第14条 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージ部門 …… 7分以内

フロア部門 …… 6分以内

第15条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第16条 削除につき欠番

第17条 服装等は任意とする。

(審査・表彰)

第18条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として5名以上の奇数とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第19条 表彰は、ステージ部門およびフロア部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

2 参加団体にトロフィーを贈る。

3 3年連続して金賞を受賞した団体は、表彰する。

4 東北代表となった団体には楯を贈る。

(県代表)

第20条 各県連盟は、マーチングコンテストと小学生バンドフェスティバルフロア部門と合わせて7団体推薦できる。ただし、小学生バンドフェスティバルフロア部門の代表数は最大4団体までとする。ステージ部門は小学生小編成部門とあわせて3団体までとする。

2 各県連盟は、本大会開催日の3週間前までに県大会を実施し、代表団体を東北吹連に報告する。

(東北代表)

第21条 本大会から全国大会に推薦する団体数は、前年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数とする。

2 代表決定方法は別に内規を定める。

(その他)

第22条 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第23条 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第24条 東北大会実行委員には東北吹連役員と主管県の役員があたる。

第25条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

(附 則)

第26条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

2 この規定は、令和7年4月1日より施行する。

全日本小学生バンドフェスティバル予選東北大会審査内規

平成18年12月2日

平成21年4月25日 平成29年2月4日 平成30年2月3日 令和3年4月24日 令和6年2月3日 令和6年12月7日

令和7年2月1日

第1条 この内規は、全日本小学生バンドフェスティバル予選東北大会実施規定第17条・第20条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条（審査方法）

審査員は、次の項目と段階で評価する。

(1) ステージ部門

「演奏技術」「演奏表現」の2項目について10段階で評価する。

(2) フロア部門

「演奏（技術・表現）」「音と動きの調和」の2項目について10段階で評価する。

第3条（結果の処理）

審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条（金銀銅賞・東北代表の決定方法）

判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。

- 1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
- 2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第5条（賞の決定）

第4条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。

第6条（審査一覧表）

審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。

第7条（改定）

この内規は、理事会の議決により改定することができる。